

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 第04568047880号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮崎県延岡市大武町39番地71
氏名 博多金物株式会社 代表取締役 白石 浩一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊 嗣



許可の年月日 令和4年5月21日

許可の有効年月日 令和9年5月20日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 あり

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（※1に掲げるもの又は※5に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）、

汚泥（※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの又は※5に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は※2に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの若しくは※5に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの若しくは※5に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）、

ばいじん（※1に掲げるもの又は※5に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃石綿等 以上7種類 以下余白

- ※1 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物
※2 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
※3 チウラム、シマジン、チオベンカルブ
※4 有機燐化合物、シアン化合物
※5 ダイオキシン類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成19年5月21日 第4558047880号 平成20年4月24日 平成24年5月21日 第4558047880号 平成25年6月6日 第04568047880号 平成29年4月12日 平成29年5月21日 第04568047880号 平成30年12月21日 令和4年5月21日 第04568047880号	新規許可 ①業の種類・・・収集運搬業（積替え・保管を含まない） ②取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 表面記載のとおり 変更届出 事業場の変更 更新許可 変更許可 変更の内容： ①廃酸（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数2.0以下のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）の積替え・保管行為の追加 変更届出 積替え・保管施設の変更 更新許可 変更届出 積替え・保管施設の変更 更新許可 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 宮崎県延岡市大武町39番地71

電話番号：0982-35-6385

[事業場] 宮崎県延岡市大武町39番68、39番69、39番117

電話番号：0982-35-6385

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 宮崎県延岡市大武町39番69

面積 ①8.976㎡、②3.2725㎡、③2.5245㎡

種類 ①廃酸（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数2.0以下のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

保管上限 ①9.41㎡、②0.4㎡、③0.4㎡

高さ ①②③：－（容器内保管）

3 特記事項

① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。

② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム (<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>) で情報提供を行っている。